

○美幌・津別広域事務組合消防本部及び消防署等

の設置に関する条例

昭和46年12月1日
条例第5号

改正 昭和48年 4月 1日条例第 5号 昭和49年 9月30日条例第 4号
平成 3年 4月 1日条例第16号 平成18年12月28日条例第 4号

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第1項の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域を定めることを目的とする。

(消防本部、消防署の設置)

第2条 美幌・津別広域事務組合の消防事務を処理するため、消防本部及び消防署を置く。

(位置及び名称)

第3条 消防本部及び消防署の位置及び名称は、次のとおりとする。

名	称	位	置
美幌・津別広域事務組合	消防本部	美幌町字栄町1丁目4番地	
美幌	消防署	美幌町字栄町1丁目4番地	
津別	消防署	津別町字新町1番地	

(管轄区域)

第4条 消防署の管轄区域は、次のとおりとする。

名	称	管	轄
美幌	消防署	美幌町	一円
津別	消防署	津別町	一円

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月11日から適用する。

附 則（昭和48年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年10月5日から適用する。

附 則（昭和49年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年9月20日から適用する。

附 則（平成3年条例第16号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年6月14日から適用する。